

調書番号
2

事業名	交通安全指導費	財務コード (事業)	121105
-----	---------	---------------	--------

細事業名	県交通対策推進協議会事業費補助金
------	------------------

担当部課室	リニア交通 局 交通政策 課 交通安全 担当 (内線)	1961
-------	-----------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S37 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(山梨県交通対策推進協議会)		
事業の目的	誰(何)を対象に	その対象をどのような状態にして	結果、何に結びつけるのか
	①県民 ②県内の各種団体、行政機関 (協議会の構成団体・機関)	①交通安全意識が高まっている。 ②相互に連携を図りながら、交通事故防止等の総合的な対策を円滑・活発に行っている。	交通事故のない社会(地域)づくり
事業の内容 ※主に 23年度	○事業概要 山梨県交通対策推進協議会の人件費、各種会議の開催、交通安全の普及啓発等事業運営経費に対して補助を行う。 ○補助先 山梨県交通対策推進協議会 ○補助率 10/10 ○補助対象経費 13,027千円(H23実績:人件費(2,710千円)、事務費(370千円)、事業費(9,947千円)) ※本協議会の主な事業 交通事故防止並びに交通円滑化に対する総合的かつ効果的な対策を協議・推進し、もって県民の福祉の向上に寄与する。 ・交通安全運動等の普及啓発活動(年5回:春、連休時、夏、秋、年末) ・シートベルト・チャイルドシート着用推進普及啓発活動(街頭調査:年7回) ・飲酒運転根絶に向けた普及啓発活動(研修会:年5回) ・交通指導員の研修(対象者:240人、年1回) ・啓発用大型標識板の設置・維持修繕等(11基)		
	根拠法令等	・「都道府県交通対策協議会等の設置について」内閣府の交通対策本部決定(S36.8.9) ・山梨県交通対策推進協議会補助金交付要綱	

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	事業実施率 ①総会委員会等 ②各種交通安全運動	3回 5回	3回 5回	3回 5回	3回 5回	目標設定の考え方 会議開催(常任委員会・総会・交通安全部会)、年5回の交通安全運動での普及啓発等計画どおり実施 データの出典等 協議会実績報告
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	%				
成果指標	交通事故発生件数 ※成果指標達成率 1÷(実績値/目標値)	6282件	6086件	5950件	5890件	目標設定の考え方 交通安全対策基本法を根拠とする(H23年度から5箇年の)第9次山梨県交通安全計画の事故発生件数の数値目標 データの出典等 交通事故等発生件数(県警統計)
	成果指標達成率 (実績値/目標値)	102.3 %				
決算額、予算額	12,943	13,027		12,709	12,392	成果指標によらない成果 交通事故死者数は平成22年度と比較して10人減少(H22:49人 H23:39人) 本県のシートベルト着用率(運転者)※JAF・警察庁公表 H22:97.7% H23:98.5%
(千円) うち一財額	12,943	13,027		12,709	12,392	
所要時間(直接分)	40 時間	40 時間		40 時間	40 時間	
所要時間(間接分)	914 時間	914 時間		858 時間	813 時間	
所要時間計	954 時間	954 時間		898 時間	853 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	1,928	1,928		1,815	1,724	

III これまでの事業の見直し・改善状況

当該補助金による本協議会の事業については、各年度の交通情勢等に対応した効果的な対策を実施段階において取り入れさせている。

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	活動指標の事業実施率 「総会委員会等」については3回実施しており、「達成率」は100%。 「各種交通安全運動」については5回実施しており、「達成率」は100%。 以上のことから「予定どおりの活動量がある」と言える。

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
b	b	平成23年の「事故発生件数(実績値)」は「5,950件」である。 交通安全対策基本法に基づく「第9次山梨県交通安全計画」における交通事故発生件数の「目標値」の「6,086件」を下回っており、「達成率」は「102.3%」となっている。 また、「交通死亡事故死者数」が前年比で「10人」も下回るなど、県内における各種交通施策の成果が顕著に表れており、その中で山梨県交通対策推進協議会の果たしている役割も大きいと考えられることから、事業は意図した成果をほぼ上げているものと判断できる。 また、本県のシートベルト着用率(運転者)についても、100%に近い数値となっていることから、事業の成果をほぼ上げているものと判断できる。 以上のことから「意図した成果はほぼ上げている」と言える。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	本協議会は国の要請に基づき、全国の各都道府県において設置している公共的な目的を追求している団体であり、公的機関のみならず民間組織・団体を構成団体等としており、地域(社会)全体をあげて交通安全対策を推進するためには、不可欠な組織である。そのため、本協議会は交通安全対策基本法の趣旨等に則り、独立した協議会として交通安全対策を継続していく必要がある。 しかしながら、本協議会においては、県民自らが交通安全意識を高めてもらうような施策に誘導・転換していくこと、不断の業務の見直しや運営の改善等の観点が必要不可欠であり、可能な限り効率性の追求を求めていく必要があるため、こうした見直し等を随時実施していく。	i,k

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	事業の推進にあたっては、活動内容を常に検証し、効果的に行われるよう、必要な見直しを実施することとする。 また、新たな活動参加者の輪を広げるような創意工夫についても併せて検討を行う。 なお、啓発物品の作成・配付については、経費面も含め、より効果的・効率的に行うため、警察や交通安全協会等との更なる連携を推進していく。	i,k

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	新年度からの「県民の日」において、安協等と連携するリニューアルしたブースの設置や啓発物品の作成・配付を合同で検討するとともに、各年度においては、交通安全計画や交通情勢等に対応した効果的な施策を実施段階において取り入れる中で、例えば、高校生を中心とした自転車利用のマナー向上を図るための調査・街頭指導活動や高齢歩行者等への注意喚起を行う街頭キャンペーン等の啓発活動を警察、安協、ボランティア等と連携しながら推進していく。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名:リニア交通局交通政策課

細事業名:県交通対策推進協議会事業費補助金

調書番号:2

事業の内容を細分化した業務名	具体的な業務プロセス(手順)	業務の時期(フロー)	H23 所要 時間 (h)	H24 所要 時間 (h) A	H25 所要 時間 (h) B	縮減等 B-A	具体的業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
1 補助金の交付・清算事務	交付申請受付	4月	8	8	8	0		業務上必要なプロセスで、最短の事務手続き・所要時間で処理をしているため、これ以上の縮減は困難。
	交付決定	4月	8	8	8	0		
	交付事務	各四半期	8	8	8	0		
	額の確定	4月	8	8	8	0		
	精算事務	5月	8	8	8	0		
(小計)			40	40	40	0		
2 交通安全思想普及・徹底のための各種運動等の展開	春の全国運動準備・実施等	4月～5月	92	92	92	0		
	春の連休時交通安全運動	4月	22	22	22	0		
	夏の事故防止県民運動	6月～7月	8	8	8	0		
	秋の全国運動準備・実施等	8月～9月	57	57	57	0		
	年末の交通事故防止県民運動	11月～12月	6	6	6	0		
	全席シートベルト着用徹底運動	通年	51	51	51	0		
	飲酒運転絶滅・しないさせないCP	通年・11月～1月	49	49	9	▲ 40	市町村表彰の廃止	法に基づく市町村の役割も考慮
	自転車安全利用推進	通年	29	29	29	0		
	県民の日・安全推進県民大会等	11月・2月	132	80	80	0	県民の日参加廃止	H24から業務・予算等を抜本的に見直し
	各種資料・ポスター等の作成	通年	90	90	90	0		
	交通事故多発警報の発令	通年	33	33	33	0		
交通死亡事故ゼロの日CP	4月 8月～9月	11	11	11	0			
(小計)			580	528	488	▲ 40		
3 協議会(組織等)の運営等	交通指導員の育成等	通年	44	44	44	0		
	大型表示板の維持・管理等	通年	23	19	14	▲ 5	維持・管理等の抜本的な見直し	H24から老朽表示板を5年間で全部撤去、維持管理(時間・経済)コストを抜本的に見直し
	寄附の受納等	通年	11	11	11	0		
	契約・支払・経理チェック等	通年	256	256	256	0		
(小計)			334	330	325	▲ 5		
所要時間 (計)			954	898	853	▲ 45		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートのⅡ事業の目標、実施状況等の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)